

てんかんと自動車運転

岩崎真樹(いわさき まさき)
国立精神・神経医療研究センター病院 脳神経外科

てんかんは特に交通事故の危険性が高い病気ではない

医学的要因による交通事故のリスク

病気	相対的な危険性	信頼区間
難聴	1.19	1.02 – 1.40
脳血管障害	1.23	1.05 – 1.43
糖尿病	1.56	1.31 – 1.85
精神疾患	1.72	1.48 – 1.99
アルコール依存症	2.0	1.89 – 2.12
薬物	1.58	1.45 – 1.73
てんかん	1.33 1.4 (重大事故)	1.00 – 1.80

てんかんと自動車運転

(Epilepsy Current, Vol 9, No 2, 2009)

てんかん発作に関連した致死的事故は全体の0.2%（アルコール関連は30%）

自動車事故リスクは、一般人の約2倍（他の慢性疾患を抱える人たちとは明らかな差はない）

「発作がない期間」が長ければ長いほど、事故を起こす危険性は低くなる

何ヶ月にわたって発作がなければ運転を許可できるのか？

- 6～12か月以上の無発作期間 ⇨ 事故の危険性が有意に低くなる
- 12か月の無発作期間を基準にした場合
 - ⇒ 発作に関連した事故の80%が防げる一方で、
事故を起こさないてんかん患者の50%から運転の機会を奪う
- 3か月を基準にした場合
 - ⇒ 発作に関連した事故の50%を防ぐ一方で、
事故を起こさないてんかん患者の25%から運転の機会を奪う

てんかんと自動車運転

(Epilepsy Current, Vol 9, No 2, 2009)

基準を緩めると、個人が起こす事故の危険性を高めるものの、
長期にわたる累積的なリスクは減る。

← 基準を厳しくすると、法を守らない人が増える

運転者の報告義務： 大事だが、必ずしも皆が守るわけではない。

成人の初発てんかん発作患者に対して正しく運転制限が説明されたのは21%にすぎない。

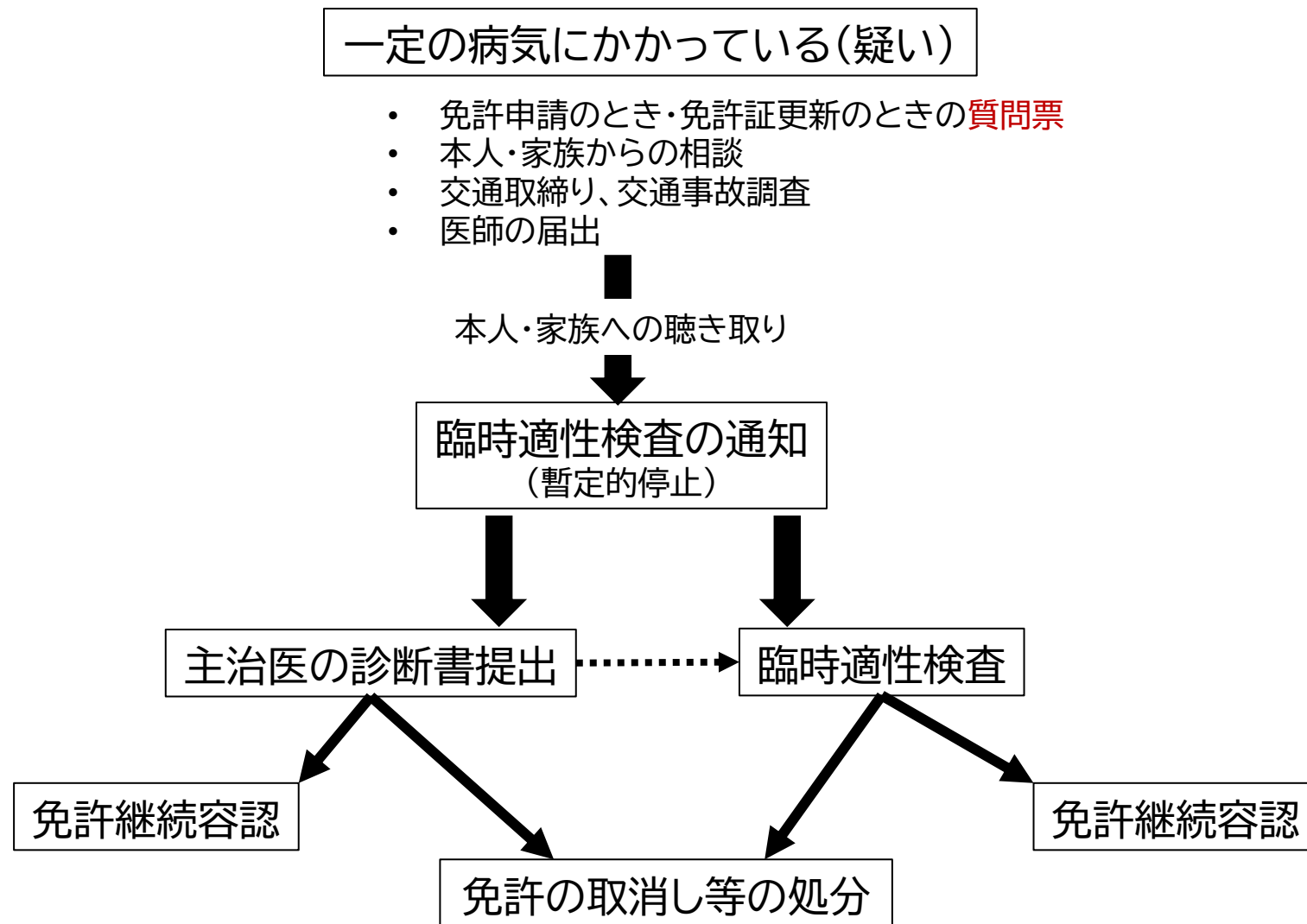


説明が大事

日本は原則として2年間発作がなければ運転が許可される

欧米諸国は3ヶ月～1年が多い

免許の可否に係る手続き



自動車運転に関する法律

- 道路交通法
- 自動車運転死傷行為処罰法

てんかんのある人の運転適性運用基準

	診断書又は臨時適性検査の内容	判断	次回診断書提出 又は臨時適正検査
1	過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。	許可	不要
2	発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、 X 年であれば発作が起こるおそれがない。	許可	X 年後
3	1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。	許可	不要
4	2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。	許可	不要
5～8	1～4とはいえないが、6月(○月)以内に1～4と診断できることが見込まれる	保留又は停止 (○ヶ月間)	診断書提出又は適 正検査受診命令
9	上記以外 過去2年以内に発作を起こした。 今後発作を起こすおそれがある。	拒否又は取り 消し	不要

- ・ **2年以上発作がない**
 - ・ **運転に支障をきたさない発作である**
意識がなくなる
けいれんや強直など運動症状がない
発作は夜間寝ているときだけ
- 運転中には発作がない、
あるいは発作があっても安全に運転ができる

診 断 書 【沖縄県公安委員会提出用】

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日生 (歳)
住 所	
2 医学的判断	
○ 病 名	
○ 所 見 (現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
ア 発作が過去5年以上に起こったことがなく、今後も発作が起こるおそれがないと認められる。	
イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、 年程度であれば発作が起こるおそれがないと認められる。	
ウ 1年間の経過観察の後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。	
エ 2年間の経過観察の後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがないと認められる。	
オ 6月以内に上記ア・イ・ウ・エのいずれかになることが見込まれる。	
カ 6月より短期間 (ヶ月間) で上記ア・イ・ウ・エのいずれかになることが見込まれる。	
キ 上記アからカのいずれにも該当しない。 (過去2年以内に発作を起こした・今後発作を起こす恐れがある等)	
4 その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

公安委員会提出用診断書の例 (てんかん関係)

*診断書の形式は都道府県によって多少異なる。

運転免許センターで貰う
“適性検査係”

質問

Q: 「発作が起こるおそれがない」という条件ですが・・・

A: あくまで法規上の表現です。「発作が起こる可能性がゼロ」ではなく、「発作が起こるリスクは相応に低い」と解釈します。

Q: 発作は5年以上ありませんが、てんかんのお薬を飲んでいます。運転はできますか？

A: てんかん発作が2年以上起きてなければ、運転が認められます。お薬は指示された量を定期的に飲んで頂くことが大事です。体調が悪いときは、運転を控えるようにしましょう。

Q: はじめてけいれん発作を起こしました。運転免許は取り消されますか？

A: 診断がてんかんか否かによります。医師の指示に従いましょう。てんかんの疑いがあるときは、発作が再発する危険もありますので、6～12ヶ月間は運転を控えて頂くことが望ましいです。

改正道路交通法（2014年6月施行）

【一定の病気等に該当する者を的確に把握する】

- 病気症状に関する公安委員会の質問制度と虚偽記載に対する罰則整備
- 医師による任意の届出制度
- 免許の効力の暫定的停止制度(3ヶ月以内)

【免許再取得に関する負担を軽減する】

- 免許再取得時の試験の一部を免除(3年未満)
- 再取得した免許のみなし継続

質 問 票	
次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	☐ はい ☐ いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	☐ はい ☐ いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	☐ はい ☐ いいえ
公安委員会 殿 年 月 日 上記のとおり回答します。 回答者署名 _____	
（注意事項） 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 （運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。） 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続ができません。	

- 運転免許の取得、更新時に必ず提出
- 虚偽記載には1年以下の懲役または30万円以下の罰金

「はい」の項目あり
⇓
診断書の提出

てんかんに関する医師の届出ガイドライン

日本てんかん学会

1. 患者が道路交通法の運用基準に示す免許の拒否等の対象状態にあると診断し、当該患者が運転免許を保有し、現に運転していることが判明した場合には、運転をしないよう説得に努めて下さい。
2. 運転免許の取得・更新時に、患者が運用基準に示す免許の拒否等の対象状態にあると診断した場合には、公安委員会により免許の拒否、取り消し、保留、停止などが行われる可能性があることを説明して下さい。また、症状を公安委員会へ正確に申告するように勧めて下さい。運転に支障をきたす症状を故意に隠す、あるいは虚偽の申告をして免許を取得・更新した場合には、道路交通法違反(罰則1年以下の懲役または30万円以下の罰金)となる可能性があることを説明してください。
3. 患者が交通事故を起こす危険性が極めて高いと判断し(たとえば、発作の多さに加えて、交通事故歴があることや服薬が不規則である場合はリスクが高いと言われています)、運転をやめるように十分説得を行ったにもかかわらず、当該患者が現に運転していることが判明した場合には、状況を総合的に勘案し公安委員会への届出を考慮して下さい。ただし、医師による届出が医師－患者関係を壊し、患者が正しい病状を報告することを避けたり、適切な医療を受けられなくなったりしないように、届出を行う際は十分な配慮を行ってください。
4. 公安委員会への具体的な届出手順については、日本医師会ガイドラインを参考にして下さい。

- 医師の届出を義務づけているわけではない。
- 医師は、運転が危険であること、運転が認められない状態であることを、よく説明する。
- それでも、患者さんが危険な状態で運転を止めない場合に、届出を慎重に検討する。

免許を再取得するとき

- 病気を理由に免許が取り消されたあと、病気の回復によって免許を再取得する場合
 - 3年以内であれば、学科試験と技能試験が免除されます(適性試験のみ実施)。

(道交法第97条の2第1項第5号)

- 取り消された免許と再取得した免許は継続していたものとみなされます。
 - 取消前に優良運転者だった方は、再取得後も優良運転者として扱われる。

自動車運転死傷行為処罰法（2014年5月施行）

【危険運転致死傷】

（懲役20年以下）

- ・ アルコール、薬物で正常な運転が困難
- ・ 著しいスピード超過
- ・ 危険な速度での割り込みや幅寄せ、信号無視
- ・ 通行禁止道路の高速走行

（懲役15年以下）

- ・ アルコール、薬物の使用により正常な運転に支障が生じるおそれ、正常な運転が困難な状態
- ・ 病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれ、正常な運転が困難な状態

【過失運転致死傷】

（懲役・禁錮7年以下または100万円以下の罰金）

- ・ 必要な注意を怠ったことによる事故

東名高速飲酒運転事故

（1999年11月28日）

- ・ 常習飲酒運転のトラックが普通乗用車に追突し、幼い姉妹2人が死亡
- ・ 業務上過失致死傷罪

福岡海の中道大橋飲酒運転事故

（2006年8月25日）

- ・ 飲酒運転の乗用車に追突され海に転落し、3児が死亡
- ・ 危険運転致死傷罪

飲酒運転に伴う重大事故を契機に、悪質な運転行為による死亡事故が厳罰化された。

注)病気による交通事故だからといって安易に適用されるわけではない。

対象となる病気（施行令第三条）

- 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する統合失調症
- 意識障害又は運動障害をもたらす発作が再発するおそれがあるてんかん(発作が睡眠中に限り再発するものを除く)
- 再発性の失神(脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう)
- 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する低血糖
- 自動車の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈するそう鬱病(そう病及び鬱病を含む)
- 重度の眠気症状を呈する睡眠障害

- 統合失調症
- てんかん
- 低血糖
- 躁うつ病
- 重度の睡眠時無呼吸症候群

そのほか

薬剤添付文書の文言について

- 使用上の注意

「眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等、危険を伴う機械の操作に従事させないよう注意すること」(運転等禁止)

- カルバマゼピン、バルプロ酸ナトリウム、ラモトリギン、ラコサミド、レベチラセタムについては、添付文書が改訂された(2026年3月)



<https://jes-jp.org/jes/epilepsy-detail/kanren2.html>

* 8.2 眠気、注意力・集中力・反射運動能力等の低下が起こることがある。自動車の運転等危険を伴う機械操作の適否は、関連学会の留意事項¹⁾を十分理解の上、医師が慎重に判断し、危険を伴う機械操作を行う場合には十分な注意が必要であることを適切に患者に指導すること。また、眠気等があらわれた場合には、自動車の運転等危険を伴う機械の操作に従事しないよう、患者に指導すること。

抗てんかん発作薬を服用しているてんかんのある人において、
自動車運転や危険を伴う機械操作を行う際の留意事項

2026年3月17日
一般社団法人 日本てんかん学会

大型免許や第二種免許について

5. なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、**投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合**を除き、通常は、中型免許(中型免許(8t限定)を除く)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行なった場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

一定の病気に係る免許の可否等の運用基準(令第33条の2の3第2項第1号関係)より抜粋

自動車運転について(まとめ)

- 「過労、病気、薬物の影響その他の理由で正常な運転ができないおそれがある状態で運転してはいけない」(道交法第66条)
 - 体調管理は自己責任です！
 - 体調が悪いときはハンドルを握らない
 - 内服はきちんと忘れずに
 - 副作用で眠気があるなど、疑問があるときは主治医に相談を
- てんかんがあっても一定の基準を満たせば免許は拒否されない
 - 運転に支障をきたすような発作が2年以上ないとき
 - 抗てんかん薬を飲んでいるか否かは関係ない。
- 免許取得・更新時には病状を申告し、病状質問票には正しく回答しましょう。

参考

- 運転適性相談窓口
 - 運転免許センター、運転免許試験場
- 日本てんかん協会ウェブサイト
 - てんかんと自動車運転
<http://www.jea-net.jp/tenkan/menkyo.html>



患者のギモンに答える! てんかん診療のための相談サポートQ&A
(診断と治療社)